

平成22年6月1日

第2184号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 救急病院の認定（272・医務薬事課）……………1
- 救急病院等でなくなった医療機関（273・医務薬事課）……………1
- 地籍調査に関する事業計画（274・農山村振興課）……………1
- 皆伐面積の限度（275・森林整備課）……………3
- 保安林の指定解除予定通知（276・山本地域振興局農林部）……………5
- 建設業の許可の取り消し（277・秋田地域振興局総務企画部）……………5
- 保安林の指定解除予定通知（278・秋田地域振興局農林部）……………6
- 道路の供用開始（279・雄勝地域振興局建設部）……………6

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……………6
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）……………7
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）……………7
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………9
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（雄勝地域振興局農林部）……………9

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（45）……………9
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（46）……………9
- 政治団体の解散の届出（47）……………10
- 政治団体の収支に関する報告書（48）……………11
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出（49）……………13

告 示

秋田県告示第272号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年6月1日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
かづの厚生病院	鹿角市花輪字向畑18番地	平成25年4月30日

秋田県告示第273号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院が救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定に基づき、告示する。

平成22年6月1日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
鹿角組合総合病院	鹿角市花輪字八正寺13番地	平成22年4月30日

秋田県告示第274号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり平成22年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 調査を行う者の名称
秋田市
- (2) 調査地域
秋田市雄和平尾鳥字広面、藤森
- (3) 調査期間
平成22年6月1日から平成23年3月31日まで
- 2(1) 調査を行う者の名称
能代市
- (2) 調査地域
能代市二ツ井字高関ほか6字
- (3) 調査期間
平成22年6月1日から平成23年3月31日まで
- 3(1) 調査を行う者の名称
横手市
- (2) 調査地域
横手市金沢、金沢本町、安本、増田町亀田、平鹿町中吉田、雄物川町沼館、十文字町腕越、山内筏、山内南郷字毛抜平ほか28字
- (3) 調査期間
平成22年6月1日から平成23年3月31日まで
- 4(1) 調査を行う者の名称
男鹿市
- (2) 調査地域
男鹿市船川港、北浦字北浦ほか2字
- (3) 調査期間
平成22年6月1日から平成23年3月31日まで
- 5(1) 調査を行う者の名称
湯沢市
- (2) 調査地域
湯沢市秋ノ宮、皆瀬字下木積場ほか31字
- (3) 調査期間
平成22年6月1日から平成23年3月31日まで
- 6(1) 調査を行う者の名称
鹿角市
- (2) 調査地域
鹿角市十和田末広、十和田瀬田石字上石野ほか32字
- (3) 調査期間
平成22年6月1日から平成23年3月31日まで
- 7(1) 調査を行う者の名称
由利本荘市
- (2) 調査地域
由利本荘市鳥田目、湯沢、滝ノ沢、矢島町木在、矢島町立石、東由利田代、東由利館合離森ほか41字
- (3) 調査期間
平成22年6月1日から平成23年3月31日まで
- 8(1) 調査を行う者の名称
大仙市
- (2) 調査地域
大仙市刈和野、強首、協和船岡、太田町川口字松葉尻ほか13字
- (3) 調査期間
平成22年6月1日から平成23年3月31日まで

- 9(1) 調査を行う者の名称
仙北市
- (2) 調査地域
仙北市角館町西長野字野田、熊堂
- (3) 調査期間
平成22年6月1日から平成23年3月31日まで
- 10(1) 調査を行う者の名称
藤里町
- (2) 調査地域
藤里町柏毛字熊の岱ほか8字
- (3) 調査期間
平成22年6月1日から平成23年3月31日まで
- 11(1) 調査を行う者の名称
八峰町
- (2) 調査地域
八峰町八森、峰浜田中字川向ほか10字
- (3) 調査期間
平成22年6月1日から平成23年3月31日まで
- 12(1) 調査を行う者の名称
美郷町
- (2) 調査地域
美郷町金沢西根字元村ほか16字
- (3) 調査期間
平成22年6月1日から平成23年3月31日まで
- 13(1) 調査を行う者の名称
羽後町
- (2) 調査地域
羽後町杉宮、貝沢字家妻ほか14字
- (3) 調査期間
平成22年6月1日から平成23年3月31日まで

秋田県告示第275号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成22年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表する。

平成22年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)		所 在 市 町 村
	水源かん養保安林 (ヘクタール)	土砂流出防備保安林 (ヘクタール)	
米 代 川 上 流	1,595.49	74.42	鹿角市、小坂町
米 代 川 中 流	1,755.47	200.08	大館市、北秋田市
阿 仁 川	1,696.75	106.92	北秋田市、上小阿仁村
米 代 川 下 流	747.55	94.14	能代市、藤里町
水 沢 川	337.96	84.00	八峰町
三 種 川	51.69	35.60	三種町
馬 場 目 川	241.56	7.60	潟上市、五城目町、井川町

男 鹿 地 区	4.84	7.10	男鹿市
太 平 川	214.27	5.70	秋田市
雄 物 川 下 流	600.26	73.34	秋田市、大仙市
玉 川	1,200.95	101.11	仙北市
川 口 川	258.84	33.14	大仙市、美郷町
平 鹿 地 区	464.75	61.86	横手市
皆 瀬 川	515.06	169.56	湯沢市、横手市、東成瀬村
雄 物 川 上 流	720.31	108.68	湯沢市、羽後町
子 吉 川 下 流	224.17	49.94	由利本荘市
子 吉 川 上 流	596.15	97.54	由利本荘市、羽後町
白 雪 川	189.00	8.30	由利本荘市、にかほ市
同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積 (残存許容限度) (ヘクタール)		所 在 市 町 村
八 峰 飛砂防備保安林	9.22		八峰町
能 代 〃	17.62		能代市
三 種 〃	0.40		三種町
男 鹿 〃	1.90		男鹿市
潟上・秋田北 〃	1.04		秋田市、潟上市
秋 田 南 〃	23.38		秋田市
由 利 本 荘 〃	6.88		由利本荘市
に か ほ 〃	0.10		にかほ市
八 峰 防風保安林	0.96		八峰町
三 種 〃	0.24		三種町
男 鹿 〃	12.46		男鹿市
秋 田 南 〃	0.62		秋田市
米代川上流 干害防備保安林	0.64		鹿角市
米代川中流 〃	23.42		大館市、北秋田市
阿 仁 川 〃	1.82		北秋田市
米代川下流 〃	3.00		藤里町
三 種 川 〃	33.27		三種町
馬 場 目 川 〃	41.27		潟上市、井川町

男 鹿 地 区	干害防備保安林	1.20	男鹿市
太 平 川	〃	1.00	秋田市
雄物川下流	〃	7.90	秋田市、大仙市
玉 川	〃	4.74	仙北市
川 口 川	〃	3.26	大仙市、美郷町
平 鹿 地 区	〃	2.56	横手市
皆 瀬 川	〃	7.00	湯沢市、東成瀬村
雄物川上流	〃	1.39	湯沢市
子吉川下流	〃	13.57	由利本荘市
子吉川上流	〃	2.34	由利本荘市
白 雪 川	〃	2.94	にかほ市
秋 田 保 健 保 安 林		7.64	秋田市
河 辺	〃	0.62	秋田市
角 館	〃	0.64	仙北市
田 沢 湖	〃	2.58	仙北市
皆 瀬	〃	0.28	湯沢市
本 荘	〃	0.20	由利本荘市
五 城 目	〃	2.38	五城目町

秋田県告示第276号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 解除予定保安林の所在場所 山本郡三種町下岩川字根小屋沢29番19（以上1筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課、山本地域振興局農林部及び山本郡三種町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第277号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年5月17日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

秋田県木材防腐加工協同組合
 秋田市向浜一丁目8番1号
 代表理事 田 口 公 彦
 秋田県知事許可(般-17)第40375号

3 処分の内容

建築工事業及び造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年5月17日付けで建築工事業及び造園工事業に係る廃業等の届出があった。
 このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第278号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林面積実測 (ヘクタール)	保安林解除 面積実測 (ヘクタール)	指定の 目 的	解除の 理由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メ ートル)	実 測 (ヘクタ ール)				
秋田市		浜田	西出小 屋	108の 11	99	0.0099	0.0099	0.0099	風害の 防備	公共施 設用地 とする ため

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第279号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	108号	湯沢市秋ノ宮字磯65番1地先から21番6まで

2 供用開始の期日 平成22年6月1日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成22年6月1日から同月14日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成22年5月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 元気秋田応援隊

3 代表者の氏名

中 田 紀 彦

4 主たる事務所の所在地

能代市豊祥岱1番312号

5 定款に記載された目的

この法人は、能代市を中心とした秋田県住民に対して、まちづくりに関する事業を行い、まち全体の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成22年5月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 秋田いのちの電話

3 代表者の氏名

佐 藤 怜

4 主たる事務所の所在地

秋田市

5 定款に記載された目的

この法人は、孤独と絶望の中で精神的危機に直面し、助けと励ましを求めている人々にボランティア電話相談員による対話の場を提供し、その人が自らの力で生きる勇気を見出していけるよう援助する事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

役員任期等

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予 定 価 格 (円)	
				入札保証金 (円)	
1	大館市小館花字萩野台4番24	宅地	296.06	2,808,000	
				281,000	
2	北秋田市大町103番	宅地	987.92	12,592,000	
				1,260,000	
3	能代市松美町166番	宅地	242.88	4,719,000	
				472,000	
4	秋田市仁井田新田一丁目143番16	宅地	1,013.06	22,976,000	
				2,298,000	
5	湯沢市御囲地町392番5	宅地	256.95	5,611,000	
				562,000	

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1～5	ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による	平成22年6月1日（火）午後1時から同月18日（金）午後2時まで

3 入札執行の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1～5	公有財産売却システムによる	平成22年7月1日(木)午後1時から同月8日(木)午後1時まで

4 開札日時

番号	場 所	日 時
1～5	公有財産売却システムによる	平成22年7月8日(木)午後1時

5 入札の方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

6 現地説明を行う場所及び日時

番号	現地説明を行う場所	現地説明を行う日時
1～5	各物件所在地	随時

7 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 日本語を完全に理解できる者。
- (3) インターネット公有財産売却システムで公開する秋田県インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフーオークションに関連する規約・ガイドラインを承諾・遵守する者。
- (4) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有する者。
- (5) 2により、あらかじめ一般競争入札への申込みをした者であること。

8 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

- (1) 仮申込み
一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続きを行うこと。
- (2) 申込み手続き
一般競争入札の参加申込み手続きは、(1)により参加の申込み手続きを完了した後、2で掲げた期日までに所定の申込書により秋田県出納局財産活用課に一般競争入札への参加を申込みものとする。
なお、申込みに当たっては入札保証金を納付しなければならない。

9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、1に定める額の入札保証金を指定された方法により納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。
- (3) 入札保証金は落札者のものを除き入札期間終了後還付する。

10 契約に関する事項

落札者は、平成22年7月13日(火)までに契約締結しなければならない。

11 売払代金の納入

契約を締結した者は、平成22年8月2日(月)までに当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

12 入札の無効

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第166条に規定するところによる。

13 落札者の決定の方法

入札期間終了後、秋田県は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

14 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

15 その他

詳細に関しては、秋田県出納局財産活用課（電話018-860-2736）に照会のこと。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田市上新城土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

秋田市上新城五十丁字大平3

佐 藤 信 夫

2 就任理事の住所及び氏名

秋田市上新城五十丁字小林198

石 井 源一郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任監事の住所及び氏名

雄勝郡羽後町大戸字大戸69番地

菅 野 辰 男

湯沢市松岡字新城197番地

鈴 木 寿

〃 山田字樋ノ口45番地

加 藤 和 彦

2 就任監事の住所及び氏名

雄勝郡羽後町床舞字新処61番地

藤 原 豊太郎

湯沢市山田字樋ノ口45番地

加 藤 和 彦

〃 松岡字新城197番地

鈴 木 寿

選挙管理委員会告示

秋選管告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成22年4月1日から同月30日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年6月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 その他の政治団体

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石井ひろお後援会	大久保 正 樹	能 登 祐 一	秋田市山王臨海町2-35	平成22年4月1日
石井ひろおを励ますスポーツ愛好者の会	蒔 苗 昭三郎	木 村 充	秋田市川尻町字大川反170-92	平成22年4月1日
いとうあつこ後援会	佐々木 育 美	眞 嶋 寛	にかほ市象潟町小砂川字カウヤ15番地	平成22年4月2日
佐藤よしただ後援会	津 嶋 馨	佐 藤 歌 子	大館市二井田字中台15-82	平成22年4月19日
中村ひろひこ秋田後援会	渡 辺 忠 陸	伊 藤 二 雄	南秋田郡五城目町富津内下山内字奈良崎33-2	平成22年4月23日

秋選管告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成22年4月1日から同月30日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年6月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党秋田県参議院選挙区第一支部	主たる事務所の所在地	秋田市山王臨海町2-35	秋田市山王四丁目6-12	平成22年4月27日

2 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
秋田をほっとけない市民の会	会 計 責 任 者	中 島 久美子	喜多村 容 子	平成22年4月1日
花田清美後援会	代 表 者	花 田 清 美	吉 川 昭 一	平成22年4月1日
丸の内くるみ後援会	代 表 者	矢田部 幸 三	滝 波 洋 子	平成22年4月1日
	会 計 責 任 者	中 島 久美子	喜多村 容 子	
米沢一後援会	代 表 者	佐 藤 貞 二	山 田 隆	平成22年4月5日
	会 計 責 任 者	三 澤 久 男	岩 谷 清 治	
奥村隆俊後援会	主たる事務所の所在地	大館市釈迦内字釈迦内146	大館市釈迦内字狼穴78	平成22年4月6日
能代商工政和会	会 計 責 任 者	佐 藤 勲	佐々木 睦 雄	平成22年4月7日
人見たかし後援会	主たる事務所の所在地	秋田市檜山城南新町9番3号	秋田市中通六丁目1番4号	平成22年4月7日
秋田県農協政治連盟秋田ふるさと支部	会 計 責 任 者	高 橋 久 志	佐々木 清 一	平成22年4月8日
菊地かおる後援会	代 表 者	小 林 富 雄	菊 地 高 志	平成22年4月8日
斉藤まさとし後援会	代 表 者	矢 野 勇 男	佐 藤 良 治	平成22年4月12日
金田勝年後援会	主たる事務所の所在地	能代市中和1-16-2	秋田市八橋本町3-13-17	平成22年4月14日
細越みつる後援会	主たる事務所の所在地	鹿角郡小坂町小坂字坂ノ上75-2	鹿角郡小坂町小坂鉾山字栗平19-5	平成22年4月20日
	会 計 責 任 者	浅 利 和 雄	浅 利 和 彦	

秋選管告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成22年4月1日から同月30日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成22年6月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党恩久連支部	村 上 文 人	平成22年4月8日	平成22年4月8日

2 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
---------	-------	-------	-------

千葉邦夫後援会	菊 池 宏一郎	平成21年12月31日	平成22年4月5日
農工連携あきた県民の会	齊 藤 正 寧	平成22年4月1日	平成22年4月8日
斉藤まさとし後援会	矢 野 勇 男	平成22年4月6日	平成22年4月12日
秋田県公衆浴場組合政治連盟	星 野 榮 一	平成22年3月31日	平成22年4月15日
青雲会	川 口 博	平成22年4月1日	平成22年4月15日
高階じゅんこ後援会	高 階 順 子	平成21年12月23日	平成22年4月15日
山田てつのすけ後援会	山 田 鐵之助	平成21年3月31日	平成22年4月15日
鈴木みつお後援会	今 金 雄	平成22年3月31日	平成22年4月20日
阿部薫後援会	伊 藤 満	平成22年3月6日	平成22年4月30日

秋選管告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成22年6月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 **農工連携あきた県民の会**（平成22年分）

報告年月日 平成22年4月8日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

149,636円

前年からの繰越額

149,636円

本年の収入額

0円

(イ) 支出総額

149,636円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

政治活動費

149,636円

寄附・交付金

149,636円

合 計

149,636円

政治団体の名称 **斉藤まさとし後援会**（平成22年分）

報告年月日 平成22年4月12日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

18,904円

前年からの繰越額

18,904円

本年の収入額

0円

(イ) 支出総額

0円

政治団体の名称 **青雲会**（平成22年分）

報告年月日 平成22年4月15日

法第19条の7第1項第1号、2号に係る国会議員関係政治団体

川口 博 衆議院議員

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	50,840円
前年からの繰越額	0円
本年の収入額	50,840円
(イ) 支出総額	50,840円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
寄附	50,840円
個人からの寄附	50,840円
川口 博 鹿角郡小坂町	50,840円
合 計	50,840円
(イ) 支出の内訳	
経常経費	50,840円
事務所費	50,840円
合 計	50,840円
政治団体の名称 高階じゅんご後援会 (平成21年分)	
報告年月日 平成22年 4月15日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	1,048,202円
前年からの繰越額	38,911円
本年の収入額	1,009,291円
(イ) 支出総額	1,048,202円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	366,000円
員数	183人
寄附	643,291円
個人からの寄附	643,291円
高階 順子 湯沢市	545,291円
その他の寄附	98,000円
合 計	1,009,291円
(イ) 支出の内訳	
経常経費	84,005円
備品・消耗品費	29,645円
事務所費	54,360円
政治活動費	964,197円
組織活動費	595,495円
機関紙誌の発行その他の事業費	352,247円
機関紙誌の発行事業費	352,247円
その他の経費	16,455円
合 計	1,048,202円

2 収入及び支出のない団体

(1) 政党

政治団体の名称	報告年月日
自由民主党恩欠連支部 (平成22年分)	平成22年 4月 8日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
千葉邦夫後援会 (平成21年分)	平成22年 4月 5日

秋田県公衆浴場組合政治連盟（平成22年分）	平成22年4月15日
山田てつのすけ後援会（平成21年分）	平成22年4月15日
鈴木みつお後援会（平成22年分）	平成22年4月20日
阿部薫後援会（平成22年分）	平成22年4月30日

秋選管告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年6月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の 取消の届出をし た者の氏名	公職の種類	取 り 消 し た 資 金 管 理 団 体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
川 口 博	衆議院議員	青雲会	鹿角郡小坂町小坂字山崎2番68号	川 口 博	平成22年4月8日
高 階 順 子	湯沢市議会議員	高階じゅんこ後援会	湯沢市杉沢新所字沢田88-4	高 階 順 子	平成22年4月15日

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目 1 番 1 号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目 5 番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目 5 番29号